平成２２年（フ）第１２号
北海道名寄市東３条南１丁目10番地１
債務者　堀田冨多枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１４号
北海道名寄市西５条南７丁目19番地１
債務者　大留咲樹枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道紋別市落石町３丁目23番地の８
債務者　筒渕由希子（旧姓只野）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第３６５号
盛岡市黒川23地割70番地１　白石食品工業株式会社男子寮
債務者　工藤　美広
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９４号
盛岡市玉山区好摩字芋田向85番地６　芋田向団地79号
債務者　小川三三夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３２号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台３丁目７番地９
債務者　平野　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６１号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折32番地１
債務者　石塚　健一
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６７号
埼玉県所沢市大字上山口1922番地の３
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７１号
埼玉県富士見市大字鶴馬2523番地１　横田マンション306
債務者　山﨑　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７６号
埼玉県狭山市笹井１丁目４番８号
債務者　嶺石榮美子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８７号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井683番地10
債務者　石原　　梢
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８８号
埼玉県所沢市小手指町１丁目４番地の５　グリーンハイム岡田406
債務者　諸町　富子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９３号
埼玉県川越市大字大中居581番地５
債務者　片野美津子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０２号
埼玉県ふじみ野市大井909番地26
債務者　シャーヒ妙子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９４号
神奈川県小田原市久野291番地の５　小松邦江方、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市赤羽根1481番地16
債務者　鈴木　正嗣
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２４号
岐阜県瑞浪市南小田町４丁目92番地
債務者　稲垣こずえ（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２９号
岐阜県土岐市土岐口南町２丁目47番地　メルベーユ南町203号
債務者　小笠原恵子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１３号
静岡県駿東郡長泉町上土狩34番地の３　セジュール坪の内105号、前住所静岡県駿東郡長泉町中土狩557番地の52　エンゼルハイム三島508号
債務者　髙橋　俊彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係